

ARCO Trademark News Letter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

DOMESTIC TOPICS

「類似商品・役務審査基準」の見直しについて

特許庁では、商品や役務(サービス)の分類や類似範囲を規定する「類似商品・役務審査基準」の見直しが検討されています。

現行の審査基準

1960年に、当時の類似範囲の考え方や取引実情に即して作成されており、例えば、以下のような商品は“非類似”と扱われています。

ミュージックショップにある「音楽CD」と「映画DVD」
パン屋で売っている「食パン」と「サンドイッチ」
お土産屋にある「キーホルダー」と「携帯ストラップ」

このため、現在では、これらの商品は同一の業者、同一のコンセプトにより製造され、また、同じ売り場(陳列)で販売されているものの、他社がこれらの商品に同じ商標を付した場合、商品同士が非類似と判断されるため、消費者が出所を混同するような状況にもかかわらず、商標権の効力が及ばないという事態が起り得ます。

見直し後の審査基準

上記のような事態を解消すべく、「類似商品・役務審査基準」を現在の取引の実情に即した内容に見直す検討が進んでおり、平成24年1月1日から新たな審査基準適用される見通しです。

新たな「類似商品・役務審査基準」の案文につきましては特許庁HPに掲載されていますので、以下URLよりご確認ください。
http://www.jpo.go.jp/iken/pdf/iken_ruijihin_kaisei/kaiseian.pdf

[弁理士: 足立ゆかり]

指定役務「割賦購入あっせん」の変更について

割賦販売法の一部改正(平成21年12月1日施行)に伴い、商標法施行規則別表第36類二十七として例示されている役務の表示「割賦購入あっせん」が「信用購入あっせん」へ改正されました(同省令の附則第12条)。

「信用購入あっせん」に関する類似関係の取扱いにつきましては、改正前の「割賦購入あっせん」と同様(36A01)に扱われます。

[弁理士: 三上真毅]

OVERSEAS TOPICS

韓国における優先審査申請制度、効果大

韓国では、今年4月から優先審査申請制度が採用されていますが、韓国特許庁によると、同制度採用後6カ月間の申請件数は361件に上り、うち147件が出願公告されました。そして、更にそのうち37件が登録に至っています。

一般の出願においては、出願から登録決定までに約12カ月を要するため、最も登録が早かった案件では、この期間が半分に短縮されたこととなります。このような短縮が実現されたのは、優先審査申請を行うと、10日以内に優先審査対象に該当するか否かの決定がなされ、原則として、その決定後45日以内に出願の審査が開始されるためです。

優先審査の対象となるために必要な条件としては、例えば、以下のものが挙げられます。

- ① 出願人が指定商品又は役務の全てについて出願商標を使用している又は使用するための準備を行っていることが、明白であること
- ② 出願後に第三者が指定商品と同一又は類似の商品又は役務について出願商標と同一又は類似の商標を正当な理由なしに業として使用しており、出願人が警告又は商標使用差止め仮処分申請を行ったこと

既に商標の使用を開始している又は使用の準備が具体的に進んでいる等の事情により、商標の一刻も早い権利化が望まれる場合、積極的に活用すべき制度と思われる。

[弁理士: 小野正明]

韓国における更新制度、簡便化の見込み

韓国の現行法上、商標権の存続期間の更新を行うには、更新登録出願手続きをとることが必要ですが、来年から制度が簡素化され、所定期間内に更新登録料を納付し、更新登録申請書を提出すれば更新が完了するという申請制度に移行する見込みです。また、現在、登録決定後2カ月以内に商標登録料10年分を一時に納付する必要があるところ、来年からは分割納付が認められるようになる見込みであり、ユーザーフレンドリーな制度の採用が進みつつあると言えます。

[弁理士: 小野正明]

